

公共喫煙所整備のための全国的な制度についての意見書

千代田区では、全国に先駆け、喫煙マナーの幅広い普及・啓発を行うため、様々な取り組みを行ってきました。

また、近年の健康増進法改正の影響などもあり、飲食店やオフィスビル内でも禁煙化が進み、喫煙できる場所がないことが、公園や路上などにおける違法な喫煙につながっているという課題も顕在化しています。

これまで千代田区では、喫煙者と非喫煙者の共生を目指し、身近な地域でバランスよく喫煙場所を整備していくこととして、地方たばこ税収なども活用し、取り組みを進めてきました。

喫煙者と非喫煙者の共生のためには、周辺環境にも十分に配慮した分煙型喫煙所を、多くの関係者の理解と協力を得て、慎重な配慮のもとに整備していくことが不可欠です。

喫煙に関わる問題は、健康問題の他にも、たばこ事業者や中小零細なたばこ販売店、たばこ農家の生業に関わる問題など、様々な分野における経済活動や国民の暮らしに広く影響を及ぼすものであり、一自治体の問題にとどまらないものがあります。したがって、喫煙に関わる問題への対策は、全国にわたる多くの関係者の理解と協力があって、はじめて実効性が担保され、効果的なものとなるものと考えます。

そこで千代田区議会は、分煙型喫煙所の整備をはじめとする喫煙者と非喫煙者の共生をめざす取り組みに対し、可能な限りの支援を行っていただくよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年12月9日

千代田区議会議長 桜井 ただし

総務大臣 金子 恭之 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿